

広報

# おながわ

10月号  
vol.965

テーマ

## 「女川魂～絆を深めて」

平成 23 年度女川第一・第二中学校

# 合同大運動会開催



東日本大震災により、女川第一・第二中学校の合同運動会が8月27日(土)に第一中学校校庭を会場に開催されました。今年「女川魂～絆を深めて」をテーマとし、生徒や先生、保護者の方々が協力し合い、心の絆を深めながら、「大震災に負けないぞ」という強い「女川魂」が感じられた運動会でした。

二年生全員による天下分け目の騎馬戦「まるこ山の戦い」。さあ、めざすは大将の帽子だ！



会場全体が盛り上がった一中名物「さんまDEサンバ！」。



最終種目となった赤組、黄組両軍の快速ランナーによる「縦割り対抗リレー」。



二中運動会の名物種目である「大漁旗リレー」。たなびく大漁旗が見事です。



平成23年度

女川町小学校

# 水泳記録会

将来はオリンピック選手!

8月26日、女川第二小学校プールを会場に「平成23年度女川町小学校水泳記録会」が開催されました。  
 プールサイドからの大きな声援を受け、各校の代表選手は力いっぱいがんばっていました。  
 【敬称略】

■女子25m平泳ぎ		
①鈴木沙理衣(一小)	25秒	12
②横山華蓮(一小)	30秒	00
③阿部華林(一小)	32秒	75
■男子25m平泳ぎ		
①阿部吉之介(一小)	30秒	26
②安住優輝(一小)	32秒	42
③竹村凌(二小)	40秒	34
■女子25m自由形		
①小海途玖美(一小)	22秒	22
②阿部由佳(一小)	22秒	55
③横田実紀(一小)	23秒	12

■男子25m自由形		
①黄川田一輝(二小)	20秒	02
②中村圭太(二小)	22秒	20
③阿部健人(二小)	22秒	01
■女子25m背泳ぎ		
①阿部珠実(二小)	27秒	12
②和田涼夏(二小)	29秒	24
■男子25m背泳ぎ		
①石母田健太(二小)	26秒	26
②堀籠尊(二小)	32秒	37
③阿部連太郎(二小)	34秒	62
■女子50m平泳ぎ		
①阿部天音(二小)	63秒	72
②原美恵(二小)	71秒	26

肌寒く、時折、雨もばらつくあいにくの天気。それでも、そこは元気な女川っ子！寒さなんかには負けないぞーっ！



■男子50m平泳ぎ		
①鈴木仁(二小)	55秒	55
②石森直樹(二小)	58秒	55
③横井達彦(二小)	65秒	06
■女子50m自由形		
①中村真鳳(二小)	55秒	57
②遠藤和(二小)	60秒	36
③山本芽生(二小)	62秒	26
③阿部愛花(二小)	62秒	83
■男子50m自由形		
①辻山憲太(二小)	45秒	33
②齋藤響亜(二小)	51秒	45
③武山龍平(二小)	54秒	07
■女子75mメドレー		
①一小B	24秒	17
②一小C	25秒	71
③一小A	40秒	87
■男子75mメドレー		
①二小B	13秒	70
②二小A	20秒	13
③一小B	30秒	09
■女子100mリレー		
①一小A	44秒	40
②二小A	54秒	28
③二小B	56秒	09
■男子100mリレー		
①一小C	29秒	18
②二小A	33秒	21
③一小A	40秒	50
■100m混合リレー		
①二小A	39秒	68
②一小B	44秒	19
③二小B	47秒	91

# 被災者生活再建支援金・義援金・弔慰金等に関するお知らせ

問い合わせ先：女川町役場町民課（☎ 54 - 3131 内線 115）

本町に寄せられた義援金・見舞金について、8月25日に配分委員会が開催され下記のとおり配分先及び配分額が決定しました。

## 1. 女川町災害義援金配分委員会で決定された配分割合について

地震又は津波により被害を受けた方に下記のとおり配分します。

被害	支給対象	合計金額
人的被害	死亡・行方不明者（1人当たり）	70,000円
	災害孤児（1人当たり） 震災により父母を失った児童 ① 震災に起因する理由により父母の両方が死亡した児童 ② 父母の一方がいなかった児童で、震災に起因する理由により父又は母が死亡した児童	10,000円
	母子・父子世帯 配偶者のない女子（または男子）が児童を扶養している世帯 ① 震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子（または父子）世帯であったもの ② 震災を起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となったもの	10,000円
住家被害	全壊（1戸当たり）	70,000円
	大規模半壊（1戸当たり）	50,000円
	半壊（大規模半壊を除く）（1戸当たり）	20,000円

（児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた者）

※ 日赤等・宮城県配分の義援金の申請を行った方は、女川町配分の義援金の申請を行う必要はありません。（同じ口座に10月中に振り込みいたします。）

※ 行方不明者については、震災後3ヶ月間その生死がわからないため、東日本大震災によって死亡したものと推定される方。

※ 全壊、大規模半壊、半壊については、り災証明書の被害判定による。

## 2. 申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行って下さい。）

（人的被害）

○東日本大震災により死亡した者及び行方不明者の遺族等が申請します。

申請に必要なもの：り災証明書、死亡診断書（検案書）等の写し、印鑑、申請者の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）、戸籍謄本（申請者と死亡した方等との関係が分かるもの）

○震災孤児・母子・父子世帯

申請に必要なもの：り災証明書、住民票謄本、死亡診断書（検案書）等の写し、印鑑、申請者の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）、戸籍謄本（申請者と死亡した方等との関係が分かるもの）

（住家被害）り災証明書の被害の判定により被災世帯の「世帯主」が申請します。

申請に必要なもの：り災証明書、印鑑、世帯主の預金通帳の写し、本人確認ができるもの（運転免許証、本人確認書など）

※ その他町長が必要と認める書類を求めることがあります。

## 3. 人的被害（死亡・行方不明）の申請の範囲及び順位

順位	対象者	
1	死亡者により生計を主として維持していた遺族	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母

## 4. 住家被害の申請者住家の被害を受けた世帯の世帯主

### 5. 支給対象者がいない場合

（人的被害）

ア 左図の範囲の遺族がいない場合、死亡者及び行方不明者の法定相続人に支給することとする。（例えば、兄弟姉妹など）

イ 上記アの者もない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。（親族とは、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）

（住家被害）

ア 直系の遺族がいない場合には、死亡した世帯主の法定相続人に支給することとする。

（例えば、兄弟姉妹など）

イ 上記アの者もない場合には、葬祭を行った親族に対して支給することとする。（親族とは、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）

# 災害弔慰金支給対象者の拡大について

○平成23年7月29日に災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことにより、災害弔慰金の支給対象者が、次のとおり拡大されました。

## 1. 拡大された支給対象者

死亡された方の死亡当時における配偶者・子・父母・孫又は祖父母のいずれの方もいない場合で、死亡された方の死亡当時その方と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹 ※行方不明者についても同様

## 2. 申請時に必要な追加書類

○ 死亡者（行方不明者）と申請者の関係が分かる戸籍謄本に加え、配偶者・子・父母・孫又は祖父母のいないことが分かる戸籍謄本

○ 同居、又は生計を同じくしていたことが分かるもの



# 東日本大震災で被災された 国保・後期高齢者医療保険加入者の 「免除証明書」について

被災された女川町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が医療機関を受診する際、10月からは「免除証明書」の提示が必要となります。すでに免除証明書の交付を受けている方は、保険証とあわせて忘れずに医療機関に提示されますようお願いいたします。(提示しなかった場合は、一部負担金の支払いが生じます。また、各保険者に対して、単に“窓口で提示するのを忘れた”という理由での還付申請はできませんので、ご注意ください。)

免除要件に該当する方で、まだ免除証明書の交付を受けていない方は、申請を行っていただくようお願いいたします。くわしくは下記のとおりです。

## 1 一部負担金が免除となる方

- (1) 災害救助法の適用地域や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、被災地域から他の市町村へ転出された方も含む)であり、
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方  
(※準ずる被災をした方とは、被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯(出島・江島)の方です。)
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方  
(※業務再開、再就職した場合は、再開、再就職の日から該当しません。)
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方  
(※雇用保険を受給されている期間は、該当しません。)
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

## 2 免除期間

一部負担金 平成23年3月11日～平成24年2月29日

※ 免除要件によっては、免除期間が短縮される場合があります。

## 3 手続きに必要なもの

- (1) 共通のもの
  - ・免除対象者の被保険者証
  - ・印かん
  - ・代理申請の場合は、代理の方の身分証明書

(2) 該当要件ごとに必要なもの

- ①に該当される方 火災証明書など
- ②に該当される方 死亡診断書または、医師による証明書など
- ③に該当される方 行方不明者届出受理証明など
- ④に該当される方 税務署に提出する廃業届控えなど
- ⑤に該当される方 雇用保険受給資格者証など

#### 4 一部負担金等還付申請について

免除に該当する方が、3月11日以降免除証明書が交付されるまでの間に、医療機関に対して一部負担金を支払い、医療機関窓口からの還付（返金）を受けていない場合は、各保険者から還付することとなりますので、下記のことを添えて手続きしてください。

- ・免除対象者の被保険者証
- ・印かん
- ・一部負担金等免除証明書
- ・領収書
- ・通帳写し
- ・代理申請の場合は、代理の方の身分証明書

#### 5 申請窓口

町民課 国保年金係（②番窓口）（内線 118・119）

※ 受付窓口が大変混雑することが予想されます。ご了承ください。

## 「国民健康保険被保険者証」の更新について

10月からお使いいただく「国民健康保険被保険者証」を9月中旬に役場より郵送しております。医療機関を受診する際は、新しい保険証を提示されますようお願いいたします。いままでお使いだった旧保険証については、町民課 国保年金係にお返し願います。なお、ご自分の責任において破棄していただいてもかまいませんが、その場合は、悪用されることのないよう留意してください。

※ 保険証は、大切に管理しましょう。

## 葬祭費支給申請について

国保・後期高齢者医療保険加入者が死亡した場合、葬祭執行者（も主）に対して、葬祭費が支給されますので、町民課 国保年金係（②番窓口）で手続きされますようお願いいたします。

申請に当たっては、葬祭執行者であることが特定できる書類（会葬礼状、新聞広告等）、葬祭執行者の通帳写し、印鑑が必要です。

※ 葬祭執行者とは、被保険者であった方の火葬・葬儀等、死亡者の葬祭を行った方です。

# 女川町選挙管理委員会からのお知らせ

## ～郵便物の転送手続きをお早めにお願ひします!～

女川町では、11月13日(日)に、宮城県議会議員、女川町議会議員、女川町長選挙を行います。

その有権者となる方には投票所入場券を送付しますが、投票日前に確実にお届けするため、震災前とは別の場所にお住いの方は、郵便局で郵便物の配達先の転送手続きを行っていただきますようお願いいたします。

《転送手続きの用紙は、役場総務課にも備え付けてあります。》

《お知り合いの方にもお伝えください。》

### 【投票日と投票時間は?】

- ・投票日：11月13日(日)
- ・投票時間：投票される方の安全性を考慮し、投票時間を短縮する予定です。  
(くわしくは来月号でお知らせします。)

### 【投票場所は?】

これまで投票所として使用していた施設が被災したことなどから、投票場所が変更となる行政区がありますので、お間違えのないようにしてください。

(くわしくは来月号でお知らせします。)

### 【期日前投票を行います】

投票日の当日に投票できない方のために、期日前投票所を設置します。

- ・期間：11月5日(土)から11月12日(土)まで
- ・時間：午前8時30分から午後8時まで
- ・場所：役場仮設庁舎1階 ロビー(正面玄関左側)

### 【不在者投票が利用できます】

お仕事や避難生活のため、女川町を離れてお暮しの方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。くわしくは、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 【選挙人名簿登録証明書をお持ちの方へ】

町選挙管理委員会では、長期間乗船する船員の方などに「選挙人名簿登録証明書」を交付してありましたが、先の震災でその交付者名簿が流失してしまいました。

選挙人名簿登録証明書は、通常の投票のほか、指定港や指定船舶内などで不在者投票をする際に、本人であることを証明する書類です。現在お持ちの方、または、流失(紛失)された方は、大変お手数ですが町選挙管理委員会へご連絡をお願いします。

## 【立候補予定者説明会を開催します】

町議会議員選挙、町長選挙に立候補を予定される方を対象として、説明会を開催します。

- ・期日：10月14日(金)
- ・時間：町議会議員選挙 午前10時から  
：町長選挙 午後2時から
- ・場所：役場仮設庁舎2階 第1会議室

※会場の都合上、出席される方の人数は、立候補予定者1名につき合計で2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

\*ご不明な点は、町選挙管理委員会（Tel 54 - 3131 内線 280・281）にお問い合わせください。

\*選挙に関するくわしい情報は、11月号にも掲載いたします。

## 各種証明等手数料が有料になりました。

東北地方太平洋沖地震以降、各種証明書の発行業務において、証明等手数料は無料でしたが、平成23年9月1日(木)から通常どおり手数料をいただいておりますので、お知らせします。

### 【町民課】

住民票謄本	5人まで1通 300円 (6人目以降1人増すごとに60円加算)
住民票抄本	1通 300円
住民票記載事項証明書	1通 300円
印鑑証明書	1通 300円

### 【税務課】

所得証明書	1通 300円
課税証明書	1通 300円
非課税証明書	1通 300円
資産証明書	土地・家屋それぞれ3筆まで300円 (4筆以降1筆増すごとに100円加算)
納税証明書	1税目につき300円(車検用納税証明書は無料)
価格決定通知書	無料

【その他】 申請の際は、印鑑と身分証明書をご持参ください。

なお、同居の世帯員以外の申請の場合は、委任状を添付願います。

## 平成24年成人式『華夕美』で開催

- ▽日時：平成24年1月8日（日）  
午後1時30分開式（13時受付開始）
- ▽会場：華夕美
- ▽対象者：平成3年4月2日から平成4年4月1日生まれの方で、女川町に在住または過去に女川町に在住し、現在は町外に就職就学している方で、女川町の成人式に参加希望の方
- ▽問合せ：生涯学習課 生涯学習係  
☎53-3151

## 成人式実行委員募集

- 新成人の皆さん、自分たちで心に残る素晴らしい成人式を創りましょう。
- 個人、グループどちらの申込みでもOK
- ▽問合せ：生涯学習課 生涯学習係  
☎53-3151

## 女川町の奨学金受付

- ▽受付期間：11月1日（火）～11月30日（水）
- ▽対象者：町内に2年以上居住している高校生・大学生等で学術優秀にして健康であり、経済的な理由で就学が困難な状態の方
- ▽学力基準：成績の平均値が3.0以上の者
- ▽家計基準：給与所得が主な世帯の場合、年間の収入額が900万円以内  
事業所得が主な世帯の場合、年間の所得額が700万円以内
- ▽貸付金額（月額）  
高 校 生：15,000円以内  
高等専門学校生：30,000円以内  
専修学校生：30,000円以内

大 学 生：50,000円以内

- ▽申込方法：教育総務課（仮設庁舎2階）に備付の採用願に必要事項を記入し、成績証明書、所得証明書（給与所得者は源泉徴収票も添付）、住民票謄本を添付し、期間内に奨学生予定者本人が提出
- ※申込要項、採用願は10月3日（月）から配布します。
- ▽問合せ：教育委員会教育総務課  
☎54-3131内線264

## 石巻合同庁舎業務再開

- 震災被害のため、石巻専修大学を仮庁舎として業務を行っていましたが、下記の日から石巻合同庁舎において業務を再開しました。
- ▽再開日時：平成23年9月26日（月）  
平日8時30分から17時15分まで  
（バスポート申請は16時45分まで）
- ▽住所：石巻市東中里一丁目4-32
- ▽連絡先：0225-9511411（代表）

## 行政書士会無料相談会

- ▽日時：平成23年10月21日（金）  
午前10時～午後3時
- ▽会場：石巻市観光物産情報センター  
ロマン海遊21（JR石巻駅前）
- ▽相談内容  
①建設業・産業廃棄物処分業・自動車運送業  
関連の許可申請手続  
②法人の設立・変更に関する手続（登記を除く）  
③遺産分割協議書・相続の相談手続  
④外国人の資格取得許可・更新許可の申請手続
- ▽問合せ：宮城県行政書士会石巻支部  
☎0225-2211632

## オストメイト相談会

- ▽日時：平成23年10月8日（土）  
午後1時～午後4時
- ▽会場：石巻市保健相談センター
- ▽対象者：県内のオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）及び家族等
- ▽内容：術後のケア、装具、社会生活、福祉制度等に関する相談
- ▽講師：東北大学病院 看護師 高橋真紀
- ▽問合せ：日本オストミー協会宮城県支部  
☎0228-3214234

## グラウンド・ゴルフ協会からのお知らせ

- 東日本大震災のために休止しておりましたグラウンド・ゴルフを9月3日から再開しておりますので、会員及びグラウンド・ゴルフに興味のある方は、ご参加ください。
- ▽日時：毎週（月曜日除く）  
午後1時～午後3時
- ▽会場：総合運動場第2多目的運動場
- ▽問合せ：木村祐幸 ☎54-4733

## 生命保険協会からのお知らせ

- 生命保険会社ではお客様がご無事かどうか連絡をとりつづけておりますが、一部ご確認がとれない方がいらっしゃいます。生命保険会社とご連絡をとれない方については、お手数ではございますが、ご加入の生命保険会社までご連絡をお願いします。

## 無料人権相談

- ▽日 時…10月6日（木）  
午前10時～午後3時
- ▽会 場…役場仮設庁舎 相談室（1階）
- ▽相談内容…人権侵害、いじめ、登記、相続など
- ▽相 談 員…女川町人権擁護委員
- ▽問 合 先…町民課町民生活係  
☎54-3131 内線114

## 1日行政相談

- ▽日 時…10月6日（木）  
午前10時～午後3時
- ▽会 場…役場仮設庁舎 相談室（1階）
- ▽相談内容…国や公団などの仕事や行政に関すること
- ▽相 談 員…行政相談委員 阿部 求
- ▽問 合 先…総務課総務係  
☎54-3131 内線213



# 10月1日から「女川町地域医療センター」になります

女川町立病院及び女川町老人保健施設は、10月1日から19床の診療所に変更するのに合わせて管理運営を指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会に移行することになりました。

施設の総称名は「女川町地域医療センター」になります。

診療科目は、内科、外科、整形外科、小児科、眼科、皮膚科の6科です。

## 診療日及び診療時間

診療科目	診療日	受付時間	診療開始時間
内科（※心療内科は火曜日の午後） 外科 整形外科	月曜日～金曜日 （※水曜日の午後は休診です。）	午前8:30～午前11:30 午後1:30～午後4:00	午前9:00 午後2:00
	土曜日	午前8:30～午前11:30	午前9:00
小児科	水曜日	午前8:30～午前11:30	午前9:00
眼科（※11月初旬診療開始予定）	木曜日	午後1:30～午後4:00	午後2:00
皮膚科（※11月初旬診療開始予定）	金曜日	午前8:30～午前11:30	午前9:00

※休診日：水曜日の午後、日曜日、祝日、年末年始

※急患は24時間対応します。

※ご来院前に電話にてお問い合わせください。女川町地域医療センター 電話番号 53-5511

## 「女川町地域医療センター」愛称募集

これからも地域の皆様に親しみや愛着を持っていただける施設としたいため、センターの愛称を公募します。

### 1. 応募要領

- 1) 応募資格 女川町に住所を有する方
- 2) 必要事項 ①愛称名 ②命名の理由 ③応募される方の氏名（ふりがな）、住所、年齢、電話番号

### 2. 応募方法

- 1) 郵送又はFAXの場合：以下のお問合せ先へ
- 2) 応募箱へ投函する場合：①女川町地域医療センター2階受付 ②女川町地域福祉センター

### 3. 応募期間：平成23年10月3日(月)から平成23年10月17日(月)まで

\*郵送の場合は当日消印有効

### 4. 選考方法：選考にあたっては、女川町とセンターの管理者である公益社団法人地域医療振興協会で開催する選考会議において、①親しみやすいこと ②既存施設に類似している名称がないことなどを目安に総合的に判断して1点を選考します。

### 5. その他

- 1) 応募した名称が採用された方は、図書カード（5千円分）を贈呈します。
- 2) 応募作品は、応募者に返却しません。
- 3) 愛称の選定にあたっては、表現、表記等一部変更することがありますので、予めご了承ください。
- 4) 採用された名称の権利は、女川町に帰属するものとします。

### 6. お問い合わせ先

〒986-2243 女川町鷲神浜字堀切山51-6 女川町役場 地域医療対策室 TEL:53-5511 FAX:53-5521

-----  
-きりとり-

## 「女川町地域医療センター愛称」募集用紙

愛称	氏名
	住所
命名の理由	年齢
	電話

# 犬を飼っている方へ(狂犬病予防注射実施について)

9月号でもお知らせしましたが、町で管理していた犬の登録原簿及びデータは流失してしまい、再度、犬の登録を呼びかけていますが、まだ登録をしていない方はお早めに手続きをお願いいたします。

登録と狂犬病予防注射については、下記のとおりです。



## 1. 犬の登録について

### 【震災以前に犬の登録が済んでいる方】

再度登録を行いますので、役場にご来庁願います。

その際、以前の鑑札（小判型で緑色）を持参下さい。無い方は、その旨申し伝えてください。

登録後に新しい鑑札を交付します。申請手数料はかかりません。

### 【震災以前に犬の登録が済んでいない方、または震災後新たに犬を飼い始めた方】

登録用紙に記入のうえ新規に登録をしていただきます。（登録手数料 3,000 円）登録後に鑑札を交付いたします。

また、生後 90 日以上の飼い犬は法律により登録が必要です。必ず登録手続きを行ってください。

## 2. 狂犬病予防注射について

狂犬病予防注射は 10 月 7 日(金)・8 日(土)の 2 日間実施予定です。

場所と時間帯は下記の一覧をご覧ください。

料金については 3,020 円（技術料 2,470 円＋注射済票 550 円）となります。なるべくお釣りのないようお願いいたします。

なお、動物病院等で狂犬病予防注射を受けられた方は、注射を実施したところで発行される注射済証を役場に持参してください。注射済票を交付します。（注射済票交付手数料 550 円）

また、注射会場でも登録手続きを実施しますが混雑が予想されますので、できるだけ先に登録手続きをお済ませください。

## 3. 犬の散歩について

最近、犬の散歩の際にフンを片付けず放置している苦情が大変増えています。

犬も家族の一員です。袋などを用意し、飼い主の方が責任を持って片付けましょう。

## 平成23年度女川町狂犬病予防注射実施日程 日時：10月7日・8日 料金：3,020円

月日	地 区	時 間	場 所
10月7日(金)	大沢	9:00～9:10	高橋建設事務所前（石森商店前）
	浦宿 1・3	9:20～9:35	コーポ尾田峯付近
	浦宿 1・2	9:40～9:55	町営万石浦住宅付近
	針浜	10:00～10:10	海岸
	旭が丘	10:25～10:40	旭が丘集会所前
	女川第一小学校仮設住宅	10:50～11:00	女川第一小学校仮設住宅地内
	浦宿 2・上 4・5	11:10～11:40	東北電力堀切アパート前
	上 2・3・4・西区	13:30～13:50	勤労青少年センター前
	小乗浜地区仮設住宅	14:00～14:05	旧東芝寮側仮設住宅地内
	横浦地区仮設住宅	14:25～14:30	仮設住宅地内
	塚浜地区仮設住宅	14:45～14:50	仮設住宅地内
	野々浜地区仮設住宅	15:05～15:10	仮設住宅地内
	10月8日(土)	指ヶ浜地区仮設住宅	9:00～9:05
旧女川三小仮設住宅		9:15～9:20	仮設住宅地内
桐ヶ崎地区仮設住宅		9:30～9:35	仮設住宅地内
石浜地区		9:40～9:45	旧日水グラウンド付近
宮ヶ崎地区仮設住宅及び宮ヶ崎地区		9:50～9:55	旧第3保育所仮設住宅地内
清水地区仮設住宅及び清水地区		10:00～10:20	日蔭地区仮設住宅集会所付近
町民多目的運動場仮設住宅 大原地区		10:25～10:40	多目的仮設住宅集会場付近
石巻市 蟹田・内田地区仮設住宅		11:00～11:10	蟹田地区仮設住宅地内
石巻市 石巻バイパス用地仮設住宅 1～14号棟		11:20～11:30	西側集会場付近（8号棟脇）
石巻市 石巻バイパス用地仮設住宅 14～22号棟	11:35～11:45	東側集会場付近（20号棟脇）	
	上記会場で受けられなかった方	13:30～14:00	女川町陸上競技場

問い合わせ先 町民課環境係 ☎ 54 - 3131 内線 116・117

## 東日本大震災で被災された観光事業者の皆様へ

宮城県は、東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために「観光施設再生支援（補助）事業」を事業化いたしました。

### ご利用頂ける方

東日本大震災により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する  
中小企業者等 ※1、2

### 対象施設

- ①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設
- ②その他、知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください）

- ※1 民間の方で、個人、法人の別は問いません。  
※2 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業を営む中小企業者等を除く。

### ◆対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替  
に要する経費

- (1) 土地復旧費
- (2) 解体撤去費
- (3) 修復・建替費
- (4) 買替・修繕費
- (5) 移設費 など



### ◆補助率

1 / 2（※対象経費の1 / 2まで）  
（上限10,000千円、下限1,000千円）

### お知らせ

- 募集期間  
平成23年9月28日（水）～  
平成23年10月12日（水）
- 申請先、様式及び必要な書類等  
については、後日、県ホームページ等  
でお知らせいたします。  
<http://www.pref.miyagi.jp/kankou/>

・ 問合せ先 宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話 022-211-2823 / FAX 022-211-2829  
e-mail:kankou@pref.miyagi.jp

